

M&A支援機関に係る登録制度のお知らせ

事業承継・引継ぎ補助金(専門家活用型)において、M&A支援機関の活用に係る費用の補助については、予めM&A支援機関に係る登録制度に登録された機関の提供する支援のみが補助対象となります。

登録制度について（主な内容）

1. 登録制度の対象

- ✓ M&A支援機関のうち、ファイナンシャルアドバイザー（FA）業務又は仲介業務を行う方が対象となります。

2. 登録の要件

- ✓ 「中小M&Aガイドライン」の遵守の宣言を行うこと等が登録の要件です。
 - ・「中小M&Aガイドライン」の各記載事項について、その規定により求める強度が異なることを踏まえ、登録要件の取り扱いに差を設けながら遵守を求めます。

3. 登録後の対応等

- ✓ 登録FA・仲介業者は次の対応を行う必要があります。
 - ①要件を充足している旨を自社HPで掲載
 - ②要件を充足している旨を顧客に事前説明
 - ③毎年度実績報告を提出

※上記の他、登録制度の詳細は必ずM&A支援機関登録事務局のホームページ及び公募要領をご確認ください。

※留意事項※

- ・M&A支援機関に係る登録制度への登録は、登録されたFA・仲介業者の支援の品質を保証する制度ではありません。
- ・登録後であっても、登録要件を充足しなくなった場合など、一定の要件に該当する場合は登録の取消等を行います。

▼制度の詳細はこちら▼

M&A支援機関登録事務局



URL : <https://ma-shienkikan.go.jp>

E-mail : touroku-support@ma-shienkikan.go.jp

TEL : 03-4570-8692

